

## 通知登録電気工事業の廃止の届出

みなし通知登録電気工事業者が電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に届出をしてください。

提出書類	廃止
電気工事業廃止届出書 (様式第14の5)	◎

◎印の書類が必要です。

様式第14の5（第10条の5）

電気工事業廃止通知書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名  
連絡先Tel

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第11条の規定により、次のとおり通知します

1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日

年 月 日

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

- 
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。